業種別技術職員コード表

（◎は5点　●は3点　○は2点　△は1点）

コード	技術職員区分					資格区分〔資格の取得後に必要な実務経験年数〕	建設業の種類																																	
	1級	監技補	基幹技能者	2級	その他		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
							01	－	02	03	04	05	－	06	07	08	09	10	11	－	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
001					○	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後3又は5年の実務経験）	※2業種以内に限り1点ずつ配点します。																																	
002					○	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）	同　上																															
003					○	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）〔大臣認定者〕	同　上（ただし指定建設業（土・建・電・管・鋼・ほ・園）に限る。）																																	
003					○	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）〔大臣認定者〕	同　上（ただし指定建設業（土・建・電・管・鋼・ほ・園）に限る。）																																	
005		○				監理技術者補佐（担当する業種について主任技術者となる資格を有し1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者）	※2業種以内に限り4点ずつ配点します。																																	
111	○					1級建設機械施工技士	◎	◎				◎	◎									◎																		
11A	○					〃　※（附則第4条該当）	◎	◎				◎	◎									◎																		◎
212				○		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	○	○				○	○									○																		
21B				○		〃　※（附則第4条該当）	○	○				○	○									○																		○
113	○					1級土木施工管理技士 ※1	◎	◎				◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎									◎				◎
11C	○					〃　※（附則第4条該当）	◎	◎				◎	◎	◎					◎	◎		◎	◎			◎									◎				◎
214				○		2級土木施工管理技士　種別　土木※1	○	○				○	○	○					○	○		○	○												○				○
21D				○		2級土木施工管理技士　種別　土木※（附則第4条該当）	○	○				○	○	○					○	○		○	○												○				○
215				○		2級土木施工管理技士　種別　鋼構造物塗装																				○													
216				○		2級土木施工管理技士　種別　薬液注入						○																											
21E				○		2級土木施工管理技士　種別　薬液注入※（附則第4条該当）						○																											○
120	○					1級建築施工管理技士 ※1			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎
12A	○					〃　※（附則第4条該当）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎
221				○		2級建築施工管理技士　種別　建築※1			○																													○
222				○		2級建築施工管理技士　種別　軀体※1				○		○	○					○	○	○	○																	○
22B				○		2級建築施工管理技士　種別　軀体※（附則第4条該当）				○		○	○					○	○	○	○																	○
223				○		2級建築施工管理技士　種別　仕上げ				○	○			○	○			○						○	○	○	○	○		○				○				
127	○					1級電気工事施工管理技士										◎																						
228				○		2級電気工事施工管理技士										○																						
129	○					1級管工事施工管理技士											◎																					
230				○		2級管工事施工管理技士											○																					
131	○					1級電気通信工事施工管理技士																								◎								
232				○		2級電気通信工事施工管理技士																								○								
133	○					1級造園施工管理技士																									◎							
234				○		2級造園施工管理技士																									○							
137	○					1級建築士			◎	◎					◎			◎	◎	◎								◎										
238				○		2級建築士			○	○					○			○										○										
239				○		木造建築士				○																												
141	○					建設・総合技術監理（建設）※2	◎	◎				◎	◎			◎						◎	◎									◎							◎
14A	○					〃　※（附則第4条該当）	◎	◎				◎	◎			◎						◎	◎									◎							◎
142	○					建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）※2	◎	◎				◎	◎			◎			◎	◎		◎	◎									◎							◎
14B	○					〃　※（附則第4条該当）	◎	◎				◎	◎			◎			◎	◎		◎	◎									◎							◎
143	○					農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎	◎				◎	◎																										
14C	○					〃　※（附則第4条該当）	◎	◎				◎	◎																										◎
144	○					電気電子・総合技術監理（電気電子）										◎															◎								
145	○					機械・総合技術監理（機械）																							◎										

※（附則第4条該当）　平成28年6月1日までに「とび・土工」の資格を取得している場合、経過措置期間中（令和3年6月30日まで）のみ解体工事の技術者とみなされるが、経過措置終了後、解体工事の技術者でなくなる資格

※1　解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当の場合））

※2　解体工事について、当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当の場合））

	コード	技術職員区分 1級	監技補	基幹技能者	2級	その他	資格区分 〔資格の取得後に必要な実務経験年数〕	建設業の種類 土 01	PC −	建 02	大 03	左 04	と 05	法 −	石 06	屋 07	電 08	管 09	夕 10	鋼 11	橋 −	筋 12	ほ 13	し 14	板 15	ガ 16	塗 17	防 18	内 19	機 20	絶 21	通 22	園 23	井 24	具 25	水 26	消 27	清 28	解 29
技術士法	146	○					機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											◎												◎									
	147	○					上下水道・総合技術監理（上下水道）											◎																	◎			
	148	○					上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											◎															◎		◎			
	149	○					水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎	◎				◎	◎										◎														
	14D	○					〃 ※（附則第4条該当）	◎	◎				◎	◎										◎														◎
	150	○					森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								◎						
	151	○					森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎	◎				◎	◎																		◎						
	15A	○					〃 ※（附則第4条該当）	◎	◎				◎	◎																		◎						◎
	152	○					衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											◎																				
	153	○					衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											◎																	◎			
	154	○					衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											◎																	◎		◎	
電気工事士法	155				○		第1種電気工事士										○																				
電気事業法	256					○	第2種電気工事士 〔3年〕										△																				
	258					○	電気主任技術者（第1種～第3種） 〔5年〕										△																				
電気通信事業法	259					○	電気通信主任技術者 〔5年〕																							△							
水道法	265					○	給水装置工事主任技術者 〔1年〕											△																			
消防法	168				○		甲種消防設備士																												○		
	169				○		乙種消防設備士																												○		
職業能力開発促進法	171				○		建築大工（1級）				○																										
	271					○	〃 （2級） 〔3年〕				△																										
	164				○		型枠施工（1級）				○		○	○																							
	264					○	〃 （2級） 〔3年〕				△		△	△																							
	16B				○		型枠施工（1級）※（附則第4条該当）				○		○	○																							○
	26B					○	〃 （2級）※（附則第4条該当） 〔3年〕				△		△	△																							△
	172				○		左官（1級）					○																									
	272					○	〃 （2級） 〔3年〕					△																									
	157				○		とび・とび工（1級）						○	○																							○
	257					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕						△	△																							△
	15B				○		とび・とび工（1級）※（附則第4条該当）						○	○																							○
	25B					○	〃 〃 （2級）※（附則第4条該当） 〔3年〕						△	△																							△
	173				○		コンクリート圧送施工（1級）						○	○																							
	273					○	〃 （2級） 〔3年〕						△	△																							
	17A				○		コンクリート圧送施工（1級）※（附則第4条該当）						○	○																							○
	27A					○	〃 （2級）※（附則第4条該当） 〔3年〕						△	△																							△
	166				○		ウェルポイント施工（1級）						○	○																							
	266					○	〃 （2級） 〔3年〕						△	△																							
	16C				○		ウェルポイント施工（1級）※（附則第4条該当）						○	○																							○
	26C					○	〃 （2級）※（附則第4条該当） 〔3年〕						△	△																							△
	174				○		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）											○																				
	274					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕											△																				

※（附則第4条該当） 平成28年6月1日までに「とび・土工」の資格を取得している場合、経過措置期間中（令和3年6月30日まで）のみ解体工事の技術者とみなされるが、経過措置終了後、解体工事の技術者でなくなる資格

※職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を2級とするものについて、平成15年度以前に合格した者については、必要な実務経験年数は1年とする。

	コード	技術職員区分					資格区分〔資格の取得後に必要な実務経験年数〕	建設業の種類																																
		1級	監技補	基幹技能者	2級	その他		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
								01	−	02	03	04	05	−	06	07	08	09	10	11	−	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業能力開発促進法	175				○		給排水衛生設備配管（1級）											○																						
	275					○	〃 （2級） 〔3年〕											△																						
	176				○		配管・配管工（1級）											○																						
	276					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕											△																						
	170				○		建築板金「ダクト板金作業」（1級）									○		○							○															
	270					○	〃 （2級） 〔3年〕									△		△							△															
	177				○		タイル張り・タイル張り工（1級）												○																					
	277					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕												△																					
	178				○		築炉・築炉工（1級）・れんが積み												○																					
	278					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕												△																					
	179				○		ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工								○				○																					
	279					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕								△				△																					
	180				○		石工・石材施工・石積み（1級）								○																									
	280					○	〃 〃 〃 （2級） 〔3年〕								△																									
	181				○		鉄工・製罐（1級）													○	○																		
	281					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕													△	△																		
	182				○		鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）															○																	
	282					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕															△																	
	183				○		工場板金（1級）																		○														
	283					○	〃 （2級） 〔3年〕																		△														
	184				○		板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）									○									○														
	284					○	〃 〃 〃 （2級） 〔3年〕									△									△														
	185				○		板金・板金工・打出し板金（1級）																		○														
	285					○	〃 〃 〃 （2級） 〔3年〕																		△														
	186				○		かわらぶき・スレート施工（1級）									○																							
	286					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕									△																							
	187				○		ガラス施工（1級）																			○													
	287					○	〃 （2級） 〔3年〕																			△													
	188				○		塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																				○													
	288					○	〃 〃 〃 （2級） 〔3年〕																				△													
	189				○		建築塗装・建築塗装工（1級）																				○													
	289					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕																				△													
	190				○		金属塗装・金属塗装工（1級）																				○													
	290					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕																				△													
	191				○		噴霧塗装（1級）																				○													
	291					○	〃 （2級） 〔3年〕																				△													
	167				○		路面標示施工																				○													
	192				○		畳製作・畳工（1級）																						○											
	292					○	〃 〃 （2級） 〔3年〕																						△											
	193				○		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																						○													
	293					○	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 （2級） 〔3年〕																						△													
	194				○		熱絶縁施工（1級）																								○									
	294					○	〃 （2級） 〔3年〕																								△									
	195				○		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																												○					
	295					○	〃 〃 〃 〃 〃 （2級） 〔3年〕																												△					
	196				○		造園（1級）																									○							
	296					○	〃 （2級） 〔3年〕																									△								

	コード	技術職員区分					資格区分	建設業の種類																																			
		1級	監技補	基幹技能者	2級	その他	〔資格の取得後に必要な実務経験年数〕	土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
								01	－	02	03	04	05	－	06	07	08	09	10	11	－	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
法 職 開 業 発 促 能 進 力	197				○		防水施工（1級）																				○											
	297					○	〃　（2級）〔3年〕																				△											
	198				○		さく井（1級）																										○					
	298					○	〃　（2級）〔3年〕																										△					
	061					○	地すべり防止工事〔1年〕						△	△																			△					
	06A					○	〃　※（附則第4条該当）〔1年〕						△	△																			△					△
	040					○	基礎ぐい工事（基礎施工士）試験						△	△																								
	062					○	建築設備士〔1年〕										△	△																				
	063					○	計装〔1年〕										△	△																				
	060				○		解体工事施工技士																															○
	064			○			基幹技能者	※講習の種数に応じて2業種以内に限り3点ずつ評価します。																														
	703				○		レベル3技能者	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○		
	704			○			レベル4技能者	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		●		●		
	099					○	その他（実務経験要件の緩和、専修学校の専門課程卒業者＋実務経験）	※2業種以内に限り1点ずつ配点します。																														

※職業能力開発促進法による技能検定については、下記に注意ください。

（注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注5） 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。